

## 社会福祉法人若竹荘役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人若竹荘（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情等解決委員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 理事長の報酬は、理事長の職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月まで支給する。
- 3 理事長を除く役員等の報酬は、その職務を行った日数に応じて支給する。
- 4 理事長の報酬は、毎月21日に、理事長を除く役員等の報酬は、その職務を行った後に、速やかに支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため旅行したときは、社会福祉法人若竹荘旅費規程（平成9年2月18日議決）に定めるところによりその費用を弁償する。

(兼務役員)

第4条 前2条の規定は、法人の職員で役員等を兼務する者には適用しない。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月26日議決）

改正後の社会福祉法人若竹荘役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、平成29年6月12日から施行する。

附 則（平成29年6月12日議決）

改正後の社会福祉法人若竹荘役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、議決の日から施行する。

附 則（令和4年5月30日議決）

この規程は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	報酬の額	備 考
理事長	月額 50,000円	
理事、監事、	日額 8,600円	
評議員	日額 8,600円	
評議員選任・解任委員	日額 8,600円	
苦情等解決委員	日額 8,600円	
障害者虐待防止第三者委員	日額 8,600円	
顧問	日額 8,600円	